明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇二）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二七三）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一二三六）　四
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（同一二三七～一二三九）　六
○農薬を登録した件（同一二四〇～一二四四）　九
○農薬を再登録した件（同一二四五、一二四六）　三
○農薬の登録が失効した件（同一二四七）　三
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度獣医師国家試験予備試験（公告）（農林水産省）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四

## 省令

**○厚生労働省令第百二号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十六号を第四百四十七号とし、第百六号から第四百四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第百五号の次に次の一号を加える。

百六　クエン酸三エチル

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。